

第3次行政改革期間における
出資団体改革スケジュール

2007年（平成19年）5月

藤 沢 市

1. 出資団体改革スケジュール作成の目的について

「藤沢市出資団体改革基本方針」(以下「基本方針」。)及び「藤沢市出資団体将来像最終案」(以下「最終案」。)等で示した本市出資団体改革については、まず最初の取組として19年度当初に、「社会福祉事業協会」と「ふれあい事業団」を統合しました。さらに、共通の課題である団体の経営改善にかかわる「内部留保金・各種積立金・引当金や精算行為等のあり方」についての整理、さらには改革にともなって発生可能性がある「職員の雇用問題解決のための具体的な制度」の確立を図るなど、様々な取組を進めてきました。また、この間、議会や行財政改革協議会の質疑等を通じて、部分的ではあるものの、個別団体にかかわる統廃合の時期等についても明らかにしてきています。

しかしながら、「最終案」でも述べた通り、全てにわたる団体の統廃合や「最終案」において「その他」と位置づけた団体の将来方向については、平成18年度中に具体的な時期・スケジュールを明確にすることとしています。さらには、本市の出資団体改革に大きな影響を及ぼす国の「公益法人制度改革」の動向等も踏まえた、時系列的、横断的な共通認識・共通理解を持って、今後の取組を進めることが極めて重要であることから、今回「出資団体改革スケジュール」を作成しました。今後、このスケジュールで示した取組時期・取組内容を基本としながら、本市出資団体改革への取組を加速し、具体的な対応、推進を図るものとします。

2. 出資団体改革スケジュールにおいて明らかにした事項

(1) 出資団体改革全体の取組スケジュール

団体の統廃合や経営改善を進めるにあたって、その基本となる「基本方針」、「最終案」の策定及びその見直しの時期、全ての団体にかかわる改革関連の取組等、出資団体改革全体に関連する事項について、それぞれ時期を明確にしました。

(2) 全体の取組を踏まえた団体統廃合等の個別スケジュール

「最終案」において「統合」とした団体の具体的な統合の時期や統合にいたる各種取組の実施時期、さらに、「その他」とした団体の将来方向を明確にする時期、明確化のための検討項目の内容、検討期間等について、市、団体の取組にかかわる役割分担も含め、明確にしました。

(3) 出資団体改革において影響の大きい公益法人制度改革等の動向

今後の出資団体改革に大きな影響を及ぼす国の「公益法人制度改革」の全体的な動向と、現段階で明確となっている「公益法人制度改革」個別項目の実施時期等をスケジュールに加えました。同時に、個別団体の経営改善や統廃合等に関わりが深い、本市指定管理者の制度導入やその選定期間等についても明確にして、本市の出資団体改革にかかわる関連事項を多角的に見る形で、改革の全体像をできるだけ明らかにするように努めました。

3. 具体的なスケジュールについて

別紙「第3次行政改革期間における出資団体改革スケジュール」のとおりです。

第3次行政改革期間における出資団体改革スケジュール

※18年度分及び19年度分の一部については実績

年度	出資団体改革全体の取組スケジュール	最終案「統合」の団体の改革スケジュール		最終案「その他」の団体の改革スケジュール			経営改善推進に関するスケジュール	公益法人制度改革指定管理者制度の動向等
		福祉3団体の統合	芸術文化振興財団市民会館サービスセンターの統合	開発経営公社	まちづくり協会	生活経済公社		
平成18年度 (2006年度)	平成17年8月 ○「藤沢市出資団体改革基本方針」策定 5月 ○「藤沢市出資団体将来像最終案」(以下「最終案」)策定 6月 ○◎行政改革等特別委員会へ「最終案」報告 7月～ ○雇用問題にかかわる解決スキーム・具体的対応策の検討 1月 ○雇用問題にかかわる各団体就業規則の調査、要変更箇所の抽出等 3月 ●◎就業規則等の変更 ○◎雇用問題解決への具体的対応策決定	4月 ●社会福祉協議会ふれあい事業団人事交流 6月～ ◎◎社会福祉事業協会ふれあい事業団統合に向けた最終調整、統合手続き開始 10月 ●統合に向け両団体協定書の締結 ●社会福祉事業協会生きがい福祉センター指定管理者への応募 3月 ●社会福祉事業協会生きがい福祉センター指定管理者受託	4月 ◎現職市理事者の役員就任の見直し(芸術文化振興財団理事長職) 6月～ ◎◎統合に向けた課題の精査 ◎◎文化振興事業のあり方、統合後の法人形態の検討 ◎団体実施事業の見直し 10月 ●市民会館サービスセンター労働会館指定管理者への応募	6月～ ◎◎まちづくり協会との統合に向けた課題の精査 ◎◎保有資産有効活用策の検討 10月 ◎議員全員協議会へ保有資産有効活用策報告	6月～ ◎◎まちづくり協会との統合に向けた課題の精査 ◎◎個別事業課題等の対応策の検討 10月 ●自転車等駐車場指定管理者への応募 3月 ●自転車等駐車場指定管理者受託	4月 ●理事構成の見直し(3年目) ◎小企業緊急融資間接融資に転換 6月～ ◎◎中小企業共済事業の充実、加入促進、強化策検討 ◎◎ふじさわ山荘事業のあり方の検討等 ●ハケ岳野外体験教室指定管理者受託に向けた検討	6月 ○経営状況調査の実施 ●経営改善の検討等(存続団体) 8月～ ○◎経営状況調査の結果分析 10月～ ○出資団体給与構造改革内容の検討 ○内部留保金、各種積立金、引当金、精算行為等の考え方の検討 1月 ○◎給料表の統一等、出資団体給与構造改革内容の基本に関する考え方の決定、周知 ●各団体・新給与(構造改革)制度の検討 3月 ○◎内部留保金、各種積立金、引当金、精算行為等の考え方決定	4月～ △出資団体指定管理者受託施設の更新手続開始(自転車等駐車場、生きがい福祉センター) △出資団体が管理業務を受託している市直営施設への指定管理者制度導入の検討・導入手続きの開始(労働会館) 6月 ●公益法人制度改革三法公布 6月～ △指定管理者審査選定委員会への外部委員導入
平成19年度 (2007年度)	4月 ○雇用問題解決策の各団体への周知 5月 ○出資団体改革スケジュールの決定、各団体への周知 6月 ○◎行政改革等特別委員会の開催 9月頃 ◎◎公益法人制度改革関連の政令・府令等制定にともなう各団体の公益認定可能性の分析・検証等	4月 ●◎社会福祉事業協会・ふれあい事業団統合 ◎◎社会福祉協議会強化の方向性検討 ◎◎医療制度改革等社会保障制度改革全般の団体業務に与える影響の精査 10月頃 ◎◎ふれあい事業団との統合後の社会福祉事業協会の組織運営・事業の実施・経営上の諸課題等の精査	4月～ ○◎文化推進課業務の芸術文化振興財団への移管検討 12月頃 ○◎文化推進課業務の移管の検討結果取りまとめ	4月～ ◎◎統合に向けた課題の継続検討 ◎◎評議員、評議員会設置の可能性の検討 ◎◎保有資産有効活用策の継続検討 9月頃 ◎◎公益認定可能性の検討	4月 ●理事構成見直し(1年目) ◎◎統合に向けた課題の継続検討 9月頃 ◎◎公益認定可能性の検討	4月～ ●ハケ岳野外体験教室指定管理者受託に向けた準備 ◎◎指定管理者選定結果を受けた将来方向の最終検討 ◎◎公益法人制度改革にともなう藤沢市勤労者福祉サービスセンター運営主体の検討 ◎◎ふじさわ山荘事業あり方の検討結果のとりまとめ、関係機関等との調整	4月 ○内部留保金、各種積立金、引当金、精算行為等の考え方の団体への周知 ●各団体・新給与(構造改革)制度の実施 6月頃 ○経営状況調査の実施 8月～ ○◎経営状況調査の結果分析 ○新給与制度実施状況調査の実施 10月 ○◎新給与制度実施状況調査結果の分析 12月頃 ○◎経営状況調査、新給与制度実施状況調査結果等を踏まえた補助金・委託料等の抑制策の検討 ●「中長期計画」の見直しの実施等(存続団体)	4月 ●公益認定等委員会設置(国) 4月～ △出資団体指定管理者受託施設及び過去の受託施設の更新手続開始(老人福祉センター、青少年会館、少年の森児童館、子供の家、ハケ岳野外体験教室) △市直営施設への指定管理者制度導入の検討 7月頃 ●公益法人制度改革関連政令等の制定 8月頃 ●公益認定等委員会における制度運用指針の検討開始 ●都道府県合議制機関の設置 12月 ●平成20年度税制改正案の内容決定

◎印は市(指導担当課)が主に取り組むもの ○印は市(改革推進課)が主に取り組むもの △印は市(指定管理者導入施設管理課)が主に取り組むもの ●印は出資団体が主に取り組むもの

第3次行政改革期間における出資団体改革スケジュール

年度	出資団体改革全体の取組スケジュール	最終案「統合」の団体の改革スケジュール		最終案「その他」の団体の改革スケジュール			経営改善推進に関するスケジュール	公益法人制度改革指定管理者制度の動向等
		福祉3団体の統合	芸術文化振興財団 市民会館サ・ビ・センタ-の統合	開発経営公社	まちづくり協会	生活経済公社		
平成20年度 (2008年度)	4月～◎◎第3次行政改革中間年の「最終案」集中的見直し ＜見直し内容＞ ・各団体の公益認定見込の集約と反映 ・合併特例活用の可能性の検討 ・各団体の効率的執行体制構築の検証 ・補助金・委託料等抑制策の反映 10月頃◎◎「最終案」見直し内容の決定	4月～◎◎社会福祉事業協会 社会福祉協議会 統合に向けた課題の整理等 ◎◎公益法人制度改革にともなう シルバー人材センター 運営主体の検討 10月◎◎社会福祉事業協会 介護事業民間移行 状況等の確認	4月頃◎◎統合に向けた 法人形態の最終 決定、各種課題 の最終整理 6月頃◎◎統合に向けた 最終調整、各種 手続き開始	4月頃◎◎保有資産有効 活用策の実施 ◎◎まちづくり協会 との統合 及び 公益認定可能性 の検討結果等を 受けた新公益法人 制度下での新法人 移行の可能性の 検討、検討課題 の最終整理	4月◎◎理事構成見直し (2年目) ◎◎開発経営公社 との統合 及び 公益認定可能性 の検討結果等を 受けた新公益法人 制度下での新法人 移行の可能性の 検討、検討課題 の最終整理	4月～◎◎将来方向決定 に向けた各種課題 の最終整理、解決 に向けた調整等 1月頃◎◎将来方向の決定 ◎◎将来方向決定に ともなう最終調整、 各種手続き開始	4月頃◎◎補助金・委託料等抑制策の中間 整理、抑制策が団体経営に与える 影響の検証 ◎◎「中長期計画」見直し内容の検証 6月頃◎◎経営状況調査の実施 ◎◎内部留保金、各種積立金、引当金、 精算行為等の検証 8月～◎◎経営状況調査の結果分析 9月～◎◎補助金・委託料等抑制策の決定、 予算編成等への反映	4月～△出資団体指定管理者受託施設の 更新手続開始 (各種公園施設、秩父宮体育館、石名坂 温水プール、市営住宅) △出資団体が管理業務を受託している 市直営施設への指定管理者制度 導入の最終検討 12月頃・新公益法人制度の施行 ※以降5年間(平成25年度まで)が 新制度への移行期間 ・認定法人移行申請提出期間 ・特例民法法人合併等の特例期間等
平成21年度 (2009年度)	4月～◎◎「最終案」見直し内容を踏まえた 各団体の公益認定申請準備開始 1月頃◎◎新公益法人制度への対応状況、 及び「最終案」見直し状況等により 「新出資団体改革基本方針」の検討 ＜検討内容＞ ・平成23年度以降の改革内容の明確化 ・公益法人制度改革の動向の反映	4月頃◎◎社会福祉事業協会 社会福祉協議会 統合に向けた最終 調整、各種手続き 開始	4月◎◎芸術文化振興 財団・市民会館 サ・ビ・センタ-統合	4月頃◎◎両団体統合可否の最終結論、将来方向決定 (検討の進捗状況等により ～平成22年度) ＜将来方向の可能性＞ ・両団体の統合、新公益法人制度下での新法人への 移行や営利法人への移行等 10月頃◎◎将来方向決定に基づく最終調整、手続き開始 (検討の進捗状況等により ～平成23・24年度)			4月～◎◎補助金・委託料等抑制策実施 (1年目) 6月頃◎◎経営状況調査の実施 8月～◎◎経営状況調査の結果分析	4月～△出資団体が過去に受託していた 施設の更新手続開始 (労働会館)
平成22年度 (2010年度)	4月～◎◎各団体公益認定申請開始 8月頃◎◎新公益法人制度への対応状況、 「最終案」見直し状況により検討した 「新出資団体改革基本方針」の決定	4月◎◎社会福祉事業 協会・社会福祉 協議会統合		平成 23年度 (2011年) 4月◎◎決定した将来方向の実現 (検討の進捗状況等により ～平成24・25年度)		4月◎◎生活経済公社 将来方向の実現	4月～◎◎補助金・委託料等抑制策実施 (2年目) 6月頃◎◎経営状況調査の実施 8月～◎◎経営状況調査の結果分析	(平成25年度まで)

◎印は市(指導担当課)が主に取り組むもの ○印は市(改革推進課)が主に取り組むもの △印は市(指定管理者導入施設管理課)が主に取り組むもの ●印は出資団体が主に取り組むもの